



熊本県公報

号外 第1号
 令和2年(2020年)
 1月10日(金)
 (毎週 火・金発行)

目 次

規 則

- 熊本県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則…………… (子ども家庭福祉課) 1

規 則

熊本県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年1月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第1号

熊本県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

熊本県児童福祉法施行細則(昭和43年熊本県規則第34号)の一部を次のように改正する。

別記第29号様式の3を次のように改める。

別記第29号様式の3(第10条関係)

誓 約 書

年 月 日

熊本県知事 様

申請者 住 所
氏 名

印
印

申請者及び申請者の同居人は、下記の者のいずれにも該当しないことを誓約します。

記

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 児童福祉法、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成11年法律第52号)その他児童福祉法施行令第35条の5各号に掲げる法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 3 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第2条に規定する児童虐待又は被措置児童等虐待を行った者その他児童の福祉に関し著しく不適当な行為をした者

(注) 上記の者のいずれかに該当することとなった場合は、速やかに知事に届け出てください。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の熊本県児童福祉法施行細則の規定により提出されている誓約書は、改正後の熊本県児童福祉法施行細則の規定により提出された誓約書とみなす。